# 【ボランティア活動保険】

## 1 主な補償内容及び年間保険料

		基本プラン	天災・地震 補償プラン	特定感染症重点プラン
死亡保険金		1,040万円		
後遺障害保険金		1,040万円 (限度額)		
入院保険金日額		6,500円		
手術 保険金	入院中の手術	65,000円		
	外来の手術	32,500円		
通院保険金日額		4,000円		
特定感染症		補償開始日から 10日以内は補償対象外 <sup>(*)</sup> 補償開始日から 補償		
地震・噴火・津波 による死傷 <sup>(*)</sup>		×	0	0
賠償責任保険金 (対人·対物共通)		5億円(限度額)		
年間保険料		350円	500円	550円

- \*3月末までに契約手続きが完了し、前年から継続して契約された場合は初日から補償します。
- 〈基本プランおよび天災・地震補償プランに加入される方へ〉 ・基本プランでは地震・噴火・津波に起因する死傷は補償さ れません。
- •特定感染症重点プランでは中途加入の場合でも補償開 始日より特定感染症が補償対象となります。
- ※天災・地震補償とは・・・・地震、噴火、津波に起因する 死傷を指します
- (注意)賠償責任保険については、地震等が起因する 場合は無責となるため、対象になりません。
- 熱中症補償・細菌性およびウィルス性食中毒補償
- ・往復途上補償・特定感染症補償・未成年者の場合はその監督義務者も賠償責任の 補償の被保険者としています。
- ・NPO法人に所属するボランティアの場合は、NPO 法人も賠償責任の補償の被保険者としています。

# 〈特定感染症に関する取り扱い変更〉

2023年5月8日以降に新型コロナウィルス感染症を発病(※)した場合は保険始期に かかわらず保険金をお支払いできません。

- (※)発病の時期、発病の認定は医師の判断によります。
- 2 保険金をお支払いする主な場合

#### くケガの補償>

- 清掃ボランティア活動中、転んでケガをして通院した。
- ボランティア活動に向かう途中、交通事故にあって亡くなられた。
- ・活動中、食べた弁当でボランティア自身が食中毒になって入院した。など

## <賠償責任の補償>

- 入浴ボランティア活動中、誤ってお年寄りにケガをさせた。
- ・家事援助ボランティアで清掃中、誤って花びんを落としてこわした。
- ・自転車でボランティア活動に向かう途中、誤って他人にケガをさせた。など